

平成28年5月23日 久留米市企業局公告第 18 号に基づく工事発注表

入札番号	3-10 【郵便入札案件】
業種	機械器具設置工事
工事名	2系1号取水ポンプ更新工事
工事場所	久留米市 太郎原町太郎原取水場
工期	250日間
予定価格	42,117,840円(税込) 【入札書比較価格】 38,998,000円(税抜)
最低制限価格	37,791,360円(税込) 【最低制限比較価格】 34,992,000円(税抜)
開札日時及び場所	平成28年6月3日(金) 10時45分 総務部契約課(久留米市庁舎13階)
入札保証金	免除
契約保証金	必要(契約締結時に請負金額の10%以上を付すこと。)
契約条項を示す場所	総務部契約課(久留米市庁舎13階)
支払条件	前払金 契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の40%以内)
	中間前払金 契約金額100万円以上の場合 有り (契約金額の20%以内)
	部分払 無し
議会の議決	不要
参加条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書の締切時点で、以下の条件を満たしていること。</li> <li>・福岡県内に営業所(建設業法第3条第1項による)を有し、かつ久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市競争入札参加者資格審査等要領(平成4年5月1日庁達第8号)第5条第1項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿)(以下、「名簿」という。)に当該営業所が掲載されている者であること。</li> <li>・名簿に機械器具設置工事を第一希望で掲載されている業者で、総合評点が700点以上であること。</li> <li>・平成18年4月1日以降に、官公庁等発注の上水道施設(工業用水を除く)において、横軸両吸込うず巻ポンプの新設又は更新工事を元請として竣工した実績を有すること。(共同企業体の場合は、代表者としての実績を有すること。)</li> <li>・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある技術者(代表者(社長等)及び営業所専任技術者を除く。)を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い主任技術者として専任で配置できること。</li> <li>・この工事に関して、3ヶ月以上の直接的雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。</li> </ul> <p>※現場代理人及び技術者の配置要件については、「<u>現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱</u>」を確認すること。</p>
入札参加必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札金額積算内訳書(第12号様式)</li> <li>※入札金額積算内訳書の記載方法については、「<u>入札金額積算内訳書取扱い要領</u>」を確認すること。</li> <li>(平成28年4月1日以降、内訳書の記載項目誤りは、無効となるので注意すること。)</li> <li>・配置予定技術者等調書(第9号様式)</li> <li>・同種工事実績調書(第5号様式の1)</li> </ul>
資格審査の方法	事後審査型 ※落札候補となった者のみ資格審査を行う。
入札方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書、入札金額積算内訳書、配置予定技術者等調書及び同種工事実績調書を、一般書留又は簡易書留にて締切日時までに指定場所へ郵送すること。</p> <p><b>締切日時：平成28年6月1日(水) 24時00分(必着)</b></p> <p><b>指定場所：〒830-8799 久留米郵便局留 久留米市役所総務部契約課</b></p> <p>(2) 封筒には、表面に入札番号、工事名及び入札書在中(赤字)と記入し、裏面に送付者名(商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号)を記入すること。</p>
設計図書等の配布方法	「市ホームページ>電子入札システムポータル>入札情報公開システム」より配布
入札の無効	<p>(1) 入札書締切時点における名簿の掲載内容(商号、代表者、受任者、住所、技術者等)が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。</p> <p>(2) 入札参加必要書類の提出が無い場合。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)第12条各号のいずれかに該当する場合。</p>
開札の立会い	開札の立会人は、開札日の前日までに決定し連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。
質問書受付期間及び受付場所	<p>公告日から平成28年5月26日(木) 17時15分 まで</p> <p>工事施工課(浄水管理センター Fax番号 0942-43-7910)</p>

質問に対する回答

質問者に Fax で回答。但し、質問内容によっては、本市 HP 上に掲載することもありますので、ご注意ください。